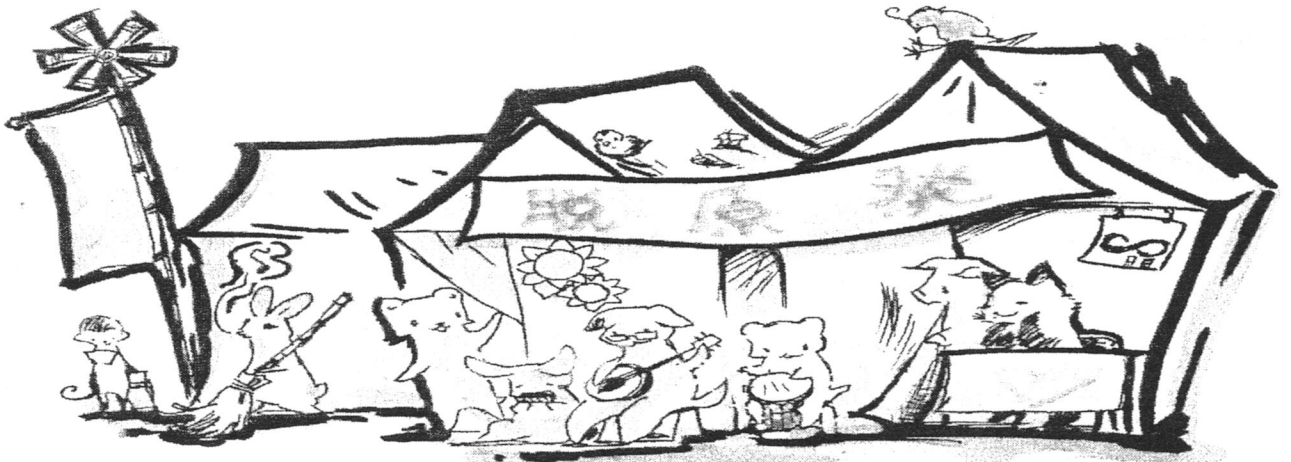


テントを守ろう！！



〈経産省前テントひろばは健在なり〉

去る10月26日、東京高裁は不当判決を出しました。基本的には原告（国側）の主張を全面的に認め、「テントを畳んで経産省の管理地から退去せよ」「一日当たり2万1917円の金員を払え」「これには仮執行の条件を付す」というものでありました。直ちに最高裁へ上告し、仮執行停止の申立の手続きをとりましたが却下され、現在は経産省及びテント撤去執行官の手に委ねざるを得ない状況です。


その中で、テントひろばとして手をこまねいてその時を待つ訳にはゆかないとの決意から、テント防衛のため連日連夜、多くの皆様にお出で頂いています。

そこで、更に多くの皆様にテントにお集まり頂き、強制撤去反対の確固たる意思を見せ付けたいと思います。

テントに多くの人々が詰め掛ける、そのことがテント防衛につながります。つきましては、一日のうち何時間でも、昼間の座り込み、夜間の泊まり番など皆様にご参加を呼び掛けます。奮ってお立ち寄り頂きたいようお願い申し上げます。

連絡先：070-6473-1947

=====

 経産省前テントひろば